遅　延　理　由　書

　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第９条の２第１項により施術所を開設した日から１０日以内に開設届出書を提出しなければならないところ、（理由）　　　　　　　　　のため遅延いたしました。

　今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

　　年　　月　　日

松山市保健所長　殿

住所

氏名